

平成30年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手の育成

- ・担い手を育成・確保するためには、地域に密着した活動により農業者の意向等を把握し、人と農地をマッチングする仕組みが必要である。農業者の意見交換の場を設け、農地の出し手、受け手をマッチングし、農業経営規模の拡大に繋がる施策を検討すること。
- ・認定農業者を受け取る農家が少ない。多くの農家に認定農業者になることを推奨することで、農業経営規模拡大となり農地の集約化となることから、認定農業者制度のメリットを周知すること。

(2) 農業経営の向上

- ・安全で安心な農産物を供給できるように、農産物直売所やインショップでの農産物の宣伝（地場産のコメや野菜のアピール。「流山」の特産品をつくる。）に力を入れ、JA等と連携し農業経営の向上を図ること。
- ・ゆとりのある農業経営と健康で明るい家庭を築くために、「家族経営協定」締結に向けて、推進強化を図ること。
- ・転用により耕地面積が減少した新川耕地は、その利用価値を高めるため、農地利用集積を推進し、農地集約化を検討すること。
- ・資機材の購入等に対し、一部助成を行うこと。
- ・専門家による技術的指導などの研修の機会を設けること。

(3) 農機具等による事故防止

- ・農作業中における事故防止のため、安全対策マニュアル（パンフ）の作成、JAと協力して、農機具メーカー等による講習会を定期的を開催するなど、対応策を検討すること。また、農作業中の事故例などの教訓を生かして、農業従事者への呼びかけ等を実施する等、検討すること。
- ・農機具等による事故防止のため、農道を整備し、安全に農作業ができるようにすること。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地対策の拡充

- ・農業従事者の高齢化、相続等による農地の細分化等に伴い、遊休農地の増大が予想される。遊休農地を活用した市民農園等を検討すること。
- ・地権者の承諾による借り手の公募など、遊休農地対策を講じること。
- ・遊休農地の減少のため、農用地利用集積制度の推進に努めること。

(2) 生産緑地指定の促進

- ・市街化区域内農地は、緑地保全と災害時の避難場所の確保から非常に重要である。市街化区域の農地保全のため、農業者の意向を踏まえ、耕作継続農地を対象に、生産緑地の追加指定を随時認めること。
また、後継者がいない場合には、借り手を紹介するなど、生産緑地の保全に努めること。
さらに、避難マップの作製等により、非農家の方との共生を図ること。
- ・補助金を増加し、施設園芸を促進すること。

(3) 生産基盤の整備

- ・JAとうかつ中央・各土地改良区等の農業団体と意見調整を行い、連携を密にして基盤整備を図ること。
- ・農道は、農業生産において不可欠である。農道の点検、農道・路肩の補修、適切な路肩の草刈り等を実施すること。
- ・雑草の除草対策を促進するため、助成制度の創設を検討すること。
- ・新川耕地において、地下水のきれいな水を水田に使用できるよう、対策を講じること。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援

- ・本市農業の向上・促進を図るため、非農家出身の新規就農者や農地所有適格法人の農業参入、集落営農の法人化に対して、農業経験者のボランティアによる技術指導、補助金の拡大、農業ハウス利用時の助成などの支援を検討すること。
- ・農地所有適格法人等の参入に対して、地権者に理解、協力をお願いすること。
- ・農業未経験者を支援する活動を行うこと。

(2) 農業後継者の育成

- ・本市農業の発展は若手の就農が欠かせないことから、農業後継者が育つ農業環境づくりを図り、魅力ある農業・明るい希望が持てる農業を目指せるよう、活力ある支援策の強化を図ること。
- ・農業環境づくりを図り、農業後継者が講習会等に積極的に参加できるよう支援すること。
- ・4Hクラブのような会をつくり、若手の集まれる場所を提供すること。
- ・農業の各種支援制度を周知し、これらを利用した営農指導や魅力ある農業経営を行っている事例の周知に努めること。

4. その他

(1) 農業振興地域整備計画の策定の検討

- ・荒廃した農地の発生を防ぐため、農業振興地域を指定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域整備計画の策定を、引き続き検討すること。
- ・農業振興地域の整備に当たっては、地域の方々や農業関係機関との話し合いを検討すること。

(2) 地域の合意形成

- ・農地に対する意向調査を行い、5年後、10年後の地域の農業をどのようにしていくのか、地域での話し合いに参加する仕組みを検討すること。
- ・農業振興地域整備計画の策定の際には、整備計画策定の経過に併せて、農業者に周知を図ること。

(3) 都市と農業等の共生を目指す条例づくり

- ・都市農業は、緑地保全の観点、また、災害時には避難場所確保の観点から重要である。市民まつり・産業まつり・農業まつり等により市内農業の現状を広く知らせ、安心・安全な食品の地産地消を図るため、多面的に共生を目指す施策を検討すること。
- ・市内各地に直売所を設け、地産地消制度を確立すること。
- ・小学生を対象にした農業経験や農業を取り入れた社会科授業など、学校教育の充実に努めること。